

## 2 耐震改修補助

県内には、次のような補助制度があります。詳細については、各担当課にお問い合わせ下さい。

- ※)旧耐震基準:昭和56年5月31日以前に建てられた建築物
- ※)新耐震基準:昭和56年6月1日以降、平成12年5月31日以前に建てられた住宅
- ※)マンション:3階以上かつ1000㎡以上の共同住宅、 その他共同住宅:左記以外の小規模アパート等
- ※)特定建築物:多数の者が利用する一定規模以上(3階以上かつ1,000㎡以上など)の既存耐震不適格建築物等
- ※)沿道建築物:地震災害時に通行を確保すべき道路沿道の既存耐震不適格建築物等
- ※)大規模建築物:多数の者が利用する一定規模以上(3階以上かつ5,000㎡以上など)の既存耐震不適格建築物で法律により耐震診断結果の報告が義務付けられる建築物等(要緊急安全確認大規模建築物)

(令和8年4月現在)

	旧耐震基準						新耐震基準 戸建住宅 (グレーゾーン)	補助率、補助上限額(国費+地方費)、限度額上限	賃貸物件が 補助対象の 場合は○	備考	担当課 (課名、TEL)
	戸建 住宅	マンション	その他 共同住宅	特定 建築物	沿道 建築物	大規模 建築物					
県					○		県が義務付けた路線の沿道建築物 設計(工事監理含む) 5/12 工事 11/30	補助対象事業費限度額 57,000円/㎡ (Is値0.3未満は、62,700円/㎡) (設計、工事監理費含む)		住民負担:残額	建築安全課 045-210-6257(直通)
横浜市	○					○	—	上限 工事 一般世帯 115万円/棟 非課税世帯 155万円/棟 除却【昭和56年5月末以前】 一般・非課税世帯 50万円/棟 【昭和56年6月～平成12年5月末】 一般世帯 20万円/棟 非課税世帯 40万円/棟		住民負担:残額 除却のみ空家・賃貸の戸建て住宅も 対象	建築防災課 045-671-2943(直通)
		○					設計 2/3 工事監理 2/3 工事 一般 1/3 地震災害時に通行を確保すべき道路沿道の建築物 2/3	上限 設計 (540万円+1,000㎡/㎡×延べ面積)×2/3 工事監理 なし 工事 5,000㎡未満:2,000万円 10,000㎡未満:3,500万円 10,000㎡以上:5,000万円	○	住民負担:残額 (要安全確認計画記載建築物の場合 は別途国補助金加算:設計1/6、工事 監理1/6、工事1/15) (要緊急安全確認大規模建築物に該 当する場合は別途国補助金加算:設 計1/6、工事監理1/6、工事21.8%) 段階的・部分的な設計・工事に対する 補助あり	建築防災課 045-671-2928(直通)
				○	○		設計 2/3 工事監理 2/3 工事 多数の者が利用する建築物 1/3 地震災害時に通行を確保すべき道路沿道の建築物 2/3	上限 設計 360万円/棟 (※木造建築物の場合 20万円) 工事・工事監理 5,000㎡未満:2,000万円 10,000㎡以上:5,000万円 (※木造建築物の場合 180万円)	○	住民負担:残額 段階的な工事に対する補助あり	
					○		横浜市が義務付けた路線の沿道建築物 設計 5/6 工事監理 5/6 工事 11/15 除却 11/15	上限 設計 360万円/棟 (※木造建築物の場合 20万円) 工事・工事監理 5,000㎡未満:2,000万円 10,000㎡以上:5,000万円 (※木造建築物の場合 180万円) 除却 2,500㎡未満:2,000万円 2,500㎡以上:4,000万円 (※木造建築物の場合 180万円)	○	住民負担:残額 段階的な工事に対する補助あり テナント等がある場合、工事・除却に 対する補助加算あり	
						○	要緊急安全確認大規模建築物 設計 5/6 工事監理 5/6 工事 331/600	上限 設計 360万円/棟 工事・工事監理 5,000㎡未満:2,000万円 10,000㎡未満:3,500万円 10,000㎡以上:5,000万円	○	住民負担:残額 段階的な工事に対する補助あり	
川崎市	○		○			○	(一般世帯) 精密診断・補強計画 4/5(部分改修工事の場合2/3) 工事監理・補強工事 4/5(部分改修工事の場合2/3) (市民税非課税世帯) 精密診断・補強計画 4/5(部分改修工事の場合3/4) 工事監理・補強工事 4/5(部分改修工事の場合3/4)	(一般世帯) 上限 精密診断・補強計画 20万円/棟 工事監理・補強工事 110万円/棟 ※部分改修工事の場合 80万円/棟 (市民税非課税世帯) 上限 精密診断・補強計画 20万円/棟 工事監理・補強工事 160万円/棟 ※部分改修工事の場合 115万円/棟	○	住民負担:残額 ※部分改修とは住宅の1階部分のみ の上部構造評点を1.0以上又は住宅の 全体の上部構造評点を0.7以上に する工事をいいます。	
川崎市				○		○	(特定建築物・小規模福祉施設等・大規模特定建築物) 設計2/3 工事23%	(特定建築物・小規模福祉施設等) 上限 設計 140万円/棟 工事 1,000万円/棟 (大規模特定建築物) 上限 設計 140万円/棟 工事 4,000万円/棟	○	(特定建築物・小規模福祉施設等) 住民負担:残額 (大規模特定建築物) 住民負担:残額	防災まちづくり推進課 044-200-3017(直通)
					○		川崎市が義務付けた路線の沿道建築物 (木造) 設計 11/12 工事 49/60 除却 49/60 (非木造) 設計 5/6 工事 11/15 除却 11/15	(木造) 上限 設計 18万円/棟 工事 147万円/棟 除却 108万円/棟 (非木造) 上限 設計 263万円/棟 工事 4400万円/棟 除却 2200万円/棟	○	住民負担:残額	
		○					設計 2/3 工事 1/3	上限 設計 5万円/戸 工事 50万円/戸		住民負担:残額	
相模原市	○					○	改修計画 2/3 改修工事・立会 1/2 計画工事一括事業 1/2	上限 改修計画 12万円/戸 改修工事 80万円/戸 立会費 6万円/戸 計画工事一括事業 115万円/戸 高齢者世帯等の加算 上限 50万円(一部世帯は25万円)/戸 ※改修工事、計画工事一括事業に 加算		住民負担:残額	建築政策課 042-769-8252(直通)
		○					改修計画 2/3 改修工事・工事監理 1/3	上限 改修計画 5万円/戸 改修工事・工事監理 60万円/戸 工事費について面積上限あり		住民負担:残額	
					○		相模原市が義務付けた路線の沿道建築物 改修計画 5/6 改修工事・工事監理 11/15 除却工事 11/15	上限 改修計画 5/6で437.5万円/棟 改修工事・工事監理 11/15で2,200万円/棟 除却工事 11/15で1,100万円/棟 改修工事・工事監理、除却工事は用途別の面積上限あり	○	住民負担: 改修計画 残額 改修工事・工事監理 残額 除却工事 残額	
横須賀市	○					○	設計費 1/2 工事費 1/2 監理費 1/2	定額 設計費 7.7万円/戸 工事費 100万円/戸 定額 監理費 4万円/戸		住民負担: 設計費 7.4万円/戸 工事費 残額 監理費 3.7万円/戸	建築指導課 建築安全担当 046-822-9530(直通)
					○	○	第1次緊急輸送道路沿いの戸建て住宅 設計費 2/3 工事費 2/3 監理費 2/3	定額 設計費 9.9万円/戸 工事費 150万円/戸 定額 監理費 5.1万円/戸		住民負担: 設計費 5.2万円/戸 工事費 残額 監理費 2.6万円/戸	

	旧耐震基準						新耐震基準	補助率、補助上限額(国費+地方費)、限度額上限	賃貸物件が補助対象の場合は○	備考	担当課 (課名、TEL)
	戸建住宅	マンション	その他共同住宅	特定建築物	沿道建築物	大規模建築物	戸建住宅(グレーゾーン)				
平塚市	○						設計費 1/2 耐震改修工事費 4/5 防火耐震工事費 4/5(区分1のみ) 監理費 4/5 建替除却工事費 1/3(区分1のみ)	限度額 上限 設計費 7万円/戸 ※区分2の場合、3.5万円/戸 上限 耐震改修工事費 90万円/戸 (前2年度分非課税世帯120万円) ※区分2の場合、45万円/戸 上限 防火耐震工事費 140万円/戸 (前2年度分非課税世帯170万円) 上限 監理費 4万円/戸 (前2年度分非課税世帯6万円) ※区分2(耐震改修工事)の場合、2万円/戸 上限 建替除却工事費 36万円/戸 (前2年度分非課税世帯50万円)	○	※区分1:居住者等 ※区分2:貸家所有者(空き家除く) ※住民負担:残額	建築指導課 0463-20-8860(直通)
					○			第1次緊急輸送道路沿道(耐震診断義務付け路線を除く。)の通行障害建築物 設計7/16 工事7/20	限度額 57,000円/㎡(Is値0.3未満は、62,700円/㎡) ただし、マンションの場合は 51,700円/㎡(Is値0.3未満は、56,900円/㎡) (設計、工事監理費含む)	○	※住民負担:残額
鎌倉市	○						1/2	上限 115万円/戸(一般世帯) 上限 135万円/戸(低所得者世帯等)	○ (所有者の申請に限る)	住民負担:残額	建築指導課 0467-61-3586(直通)
					○		1/2	上限 115万円/棟 木造建築物のみ 除却費用に対する補助を含む	○ (所有者の申請に限る)	住民負担:残額	
藤沢市	○						1/2	上限 115万円/戸	○		
		○	○				設計費 1/2 工事費 1/2 (津波浸水想定区域内の津波避難ビルの場合) 設計費 2/3 工事費 1/2	上限 設計費 5万円/戸 上限 工事費 30万円/戸又は、 5,000㎡未満:1,000万円 10,000㎡未満:1,500万円 10,000㎡以上:2,000万円 (津波浸水想定区域内の津波避難ビルの場合) 上限 設計費 10万円/戸 上限 工事費 60万円/戸又は、 5,000㎡未満:2,000万円 10,000㎡未満:3,500万円 10,000㎡以上:5,000万円		住民負担:残額	住まい暮らし政策課 0466-50-3541
					○		藤沢市が義務付けた路線の沿道建築物 設計費 5/6 工事費 11/15 除却費 11/15	上限 設計費 175万円(木造住宅の場合は12万5千円) 上限 工事費 2,200万円(木造住宅の場合は148万5千円) 上限 除却費 1,100万円		住民負担:残額	
小田原市	○						設計費・監理費 2/3 工事費 1/2 除却費 1/2(旧耐震基準のみ)	上限 設計費・監理費 15万円/戸 段階的な耐震改修の場合:初回実施時の上限は、10万円/戸、2回目実施時の上限は、初回実施時の補助金額と15万円との差額/戸 上限 工事費 115万円/戸 要介護認定に該当する者、身体障害者手帳1級・2級に該当する者又は、療育手帳(A)に該当する者が居住している世帯のみ段階的な耐震改修の場合:初回実施時の上限は、65万円/戸、2回目実施時の上限は、初回実施時の補助金額と85万円との差額/戸 上限 工事費 85万円/戸 上記以外の世帯 段階的な耐震改修の場合:初回実施時の上限は、65万円/戸、2回目実施時の上限は、初回実施時の補助金額と85万円との差額/戸 上限 除却費 45万円/戸(旧耐震基準のみ) 緊急輸送道路沿道及び防火地域の場合、空家等対策支援システムに登録された空家の場合		住民負担:残額	
		○					設計費 1/2	上限 設計費 4万円/戸かつ120万円/棟 上限 工事費 55万円/戸かつ1000万円/棟		住民負担:残額	建築指導課 0465-33-1433(直通)
					○		設計費 実際に係る費用の1/2 工事費 実際に係る費用の11.5%	上限 設計費 120万円/棟 (神奈川県緊急輸送道路沿道建築物等耐震化支援補助金交付要綱にて補助対象と定める緊急輸送道路沿道建築物については、上限240万円/棟) 上限 工事費 500万円/棟 (神奈川県緊急輸送道路沿道建築物等耐震化支援補助金交付要綱にて補助対象と定める緊急輸送道路沿道建築物については、上限1,000万円/棟)		住民負担:残額	
						○	設計費 1/2 工事費 11.5%	上限 設計費 120万円/棟 (神奈川県緊急安全確認大規模建築物等耐震化支援補助金交付要綱にて補助対象と定める要緊急安全確認大規模建築物は、上限240万円/棟) 上限 工事費 500万円/棟 (神奈川県緊急安全確認大規模建築物等耐震化支援補助金交付要綱にて補助対象と定める要緊急安全確認大規模建築物は、上限1,000万円/棟)		住民負担:残額	
茅ヶ崎市	○					工事費 1/2 除却費 1/2	上限 工事費 50万円/戸 高齢者等は工事費に20万円の割増あり 上限 除却費 36万円/戸 県指定の緊急輸送道路及び茅ヶ崎市が位置付けた路線の沿道建築物は除却費に9万円の割増あり		申請者負担:残額	建築指導課 0467-81-7185(直通)	
逗子市	○					1/2	上限 50万円/戸	○ ※対象となる戸建住宅の所有者で、市内に住所を有する者に限る	住民負担:残額	まちづくり景観課 046-873-1111(代表)	
三浦市	○					1/2	上限 設計費 5万円/戸 上限 工事費 30万円/戸 上限 監理費 2.5万円/戸		住民負担:残額	財産管理課 046-882-1111(代表)	
秦野市	○						設計費 1/2 工事費 1/2 監理費 1/2	上限 設計費 5万円/戸 上限 工事費 90万円/戸 上限 監理費 3万円/戸		住民負担:残額	建築指導課 0463-83-0883(直通)
		○					設計費 1/2 工事費 1/2 監理費 1/2	上限 設計費 5万円/戸 上限 工事費 50万円/戸 上限 監理費 3万円/戸		住民負担:残額	

	旧耐震基準						新耐震基準 戸建住宅 (グレーゾーン)	補助率、補助上限額(国費+地方費)、限度額上限	賃貸物件が 補助対象の 場合は○	備考	担当課 (課名、TEL)
	戸建 住宅	マンション	その他 共同住宅	特定 建築物	沿道 建築物	大規模 建築物					
厚木市	○						設計費 2/3 監理費 2/3 工事費 2/3 除却費 1/2	上限 設計費 11万円/戸 上限 監理費 7.5万円/戸 上限 工事費 100万円/戸 非課税世帯の割増 上限 50万円/戸 上限 除却費 50万円/戸	○	住民負担:残額	建築指導課 046-225-2434(直通)
					○		厚木市が義務付けた路線の沿道建築物 設計費 5/6 工事費(工事監理費を含む) 11/15	上限 設計費 500万円/棟 (5,000㎡以上の場合は、1,000万円/棟) 上限 工事費・工事監理費 3,960万円/棟 (5,000㎡以上の場合は、7,920万円/棟)	○ (所有者の 申請に限る)	住民負担:残額	
大和市	○						設計・監理費 1/2 + 工事費 1/5	上限 50万円/戸	○(所有者 が申請す れば賃貸 物件の場 合でも補 助対象と なる)	住民負担:残額	建築指導課 046-260-5422(直通)
			○				設計・監理費 1/2 + 工事費 1/5	上限 50万円/戸		住民負担:残額	
					○		大和市が義務付けた路線の沿道建築物 設計 10/10 (R3.4~)	上限 設計 延床面積による上限あり		設計 住民負担:原則なし	
伊勢原市	○ 木造住宅のみ						1/2	上限 改修 50万円/戸 上限 除却 25万円/戸		住民負担:残額	建築住宅課 0463-94-4783(直通)
					○ 木造住宅のみ		2/3	上限 改修 100万円/戸 上限 除却 50万円/戸		住民負担:残額	
海老名市	○						設計費 1/2 工事費 1/2 監理費 1/2 除却費 1/2(新耐震基準は除く)	上限 設計費 5万円/戸 上限 工事費 90万円/戸 上限 監理費 3万円/戸 上限 除却費 最大50万円 基本額30万円+加算額各10万円 (新耐震基準は除く) 加算要件①非課税世帯の場合 ②空き家の場合		住民負担:残額	住宅まちづくり課 046-235-9392(直通)
		○					計画書作成費 1/2 工事費(監理費含む) 1/2	上限 計画書作成費 5万円/戸 上限 工事費(監理費含む) 50万円/戸		住民負担:残額	
座間市	○						設計費 1/2 工事費 1/2 立会費 1/2	上限 設計費 5万円/戸 上限 工事費 70万円/戸 市内施工者割増20万円/戸 上限 立会費 3万円/戸	○	住民負担:残額	都市整備課 046-252-7396(直通)
南足柄市	○ 木造住宅のみ				○ 木造住宅のみ		1/2	上限 100万円/戸		住民負担:残額	建築営繕課建築営繕班 0465-73-8058
綾瀬市	○						設計費 2/3 工事費 2/3 監理費 2/3 除却費 2/3	上限 設計費 8万円/戸 上限 工事費 100万円/戸 上限 監理費 6万円/戸 上限 除却費 30万円/戸		住民負担:残額	都市計画課 0467-70-5625(直通)
葉山町	○						1/2	上限 設計費 6万円/戸 上限 工事費 50万円/戸 上限 監理費 1.5万円/戸		住民負担:残額	都市計画課 046-876-1111(代表)
寒川町	○						1/2	上限 50万円/戸		住民負担:残額	都市計画課 0467-74-1111(代表)
大磯町	○						1/2	上限 設計 10万円/戸 上限 工事 50万円/戸 上限 監理 5万円/戸	○(所有者 等が申請 すれば賃 貸物件の 場合でも 補助対象 となる)	住民負担:残額	都市計画課 0463-61-4100(代表)
二宮町	○						1/2	上限 50万円/戸		住民負担:残額 ※町内登録事業者が施工した場合 は、補助上限を最大70万円に拡充	都市整備課 0463-71-5956(直通)
中井町	○						1/2	上限 50万円/戸		住民負担:残額 但し、下記の上乗せ補助制度あり ①町内業者施工の場合、補助上限を 最大70万円に拡充 ②耐震改修工事と同時に住宅リフォー ム工事を行った場合、リフォームに要 した経費の1/2(上限30万円)を補助	まち整備課 0465-81-3901(直通)
大井町	○						1/2(住民税非課税世帯は3/4)	上限 100万円/戸(住民税非課税世帯は150万円)		住民負担:残額	都市整備課 0465-85-5014(直通)
松田町	○						1/2	上限 50万円/戸		住民負担:残額	まちづくり課 0465-84-1332(直通)
山北町	○						1/2	上限 60万円/戸		住民負担:残額	都市整備課 0465-75-3647(直通)
開成町	○						1/2	上限 100万円/戸		住民負担:残額	都市計画課 0465-84-0320(直通)
箱根町	○						改修費 1/2 除却費 1/2	上限 改修費 100万円/戸 除却費 50万円/戸		住民負担:残額	都市整備課 0460-85-9566(直通)
					○		要緊急安全確認大規模建築物(ホテル・旅館) (1)28.5/100 (2)1/6 (3)131/600 設計費 (1)+(2) 改修費 (1)+(3)	限度額 (1) 21,000円/㎡ (2)・(3) 51,200円/㎡	住民負担:残額 (国補助金21.8%)		
				○			第1次緊急輸送道路沿道の通行障害建築物 設計費 2/3 改修費 1/2	設計費上限 240万円/戸(棟) 改修費上限 1,000万円/戸(棟)		住民負担:残額	
湯河原町	○						補強設計費 1/2 改修工事費 1/2 現場監理費 1/2	上限 10万円/戸 上限 30万円/戸 上限 5万円/戸		住民負担:残額	まちづくり課 0465-63-2111(代表)
					○		要緊急安全確認大規模建築物(ホテル・旅館) 工事(設計含む) 28.5%	限度額 27,000円/㎡		住民負担:残額	
愛川町	○						1/2	上限 8万円/戸(設計)上限 80万円/戸(工事) 5万円/戸(監理)		住民負担:残額	都市施設課 046-285-6939(直通)
清川村	○						1/2	上限 50万円/戸		住民負担:残額	総務課 046-288-1212(直通)